令和元年一級建築士試験「設計製図の試験」(10月13日実施)合格基準等について

1. 合格基準等

一級建築士試験「設計製図の試験」は、「与えられた内容及び条件を充たす建築物を計画し、設計する知識及び技能について設計図書等の作成を求めて行う。」ものであり、その合否判定における令和元年試験(10月13日実施)の「採点のポイント」、「採点結果の区分」及び「合格基準」は、次のとおりである。

和元年試験(10月13日実施)の「採点のポイント」、「採点結果の区分」及び「合格基準」は、次のとおりである。	
	(1) 空間構成
	①建築物の配置計画、②ゾーニング・動線計画、③要求室等の計画、
	④建築物の立体構成等
	(2) 建築計画
	①自然光の取入れ方の工夫、②日射負荷の抑制、③要求室の機能性等、
	④図面、計画の要点等の表現・伝達
	(3) 構造計画
	①建築物の構造種別・架構形式・スパン割り等、②多目的展示室の構造計画、
	③屋上庭園の構造計画
	(4) 設備計画
採点の	①多目的展示室の設備計画
ポイント	(5) 設計条件・要求図面等に対する重大な不適合
7.101	①「要求図面のうち1面以上欠けるもの」、「計画の要点等が完成されていないも
	の」又は「面積表が完成されていないもの」
	②地上3階建てでないもの
	③図面相互の重大な不整合(上下階の不整合、階段の欠落等)
	④建築面積が 921.6 ㎡を超えているもの
	⑤床面積の合計が 2,000 ㎡以上、2,400 ㎡以下でないもの
	⑥次の要求室・施設等のいずれかが計画されていないもの
	多目的展示室、展示室A、展示室B、展示室C、ホワイエ、創作アトリエ、アトリエA、
	アトリエB、アトリエC、アトリエD、吹抜け、エントランスホール、カフェ、
	多機能トイレ、便所、事務室、荷解き室、PS·DS·EPS、屋上庭園、屋外テラス ⑦法令の重大な不適合等、その他設計条件を著しく逸脱しているもの
	○採点結果については、ランクⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの4段階区分とする。
	ランクI:「知識及び技能」*を有するもの
	ランクⅡ:「知識及び技能」が不足しているもの
	ランクⅢ:「知識及び技能」が著しく不足しているもの
	ランクIV:設計条件及び要求図書に対する重大な不適合に該当するもの
	*「知識及び技能」とは、一級建築士として備えるべき「建築物の設計に必要な基本
	的かつ総括的な知識及び技能」をいう。
採点結果の	\bigcirc なお、採点の結果、ランク I 、 II 、 II 、 II 、 II のそれぞれの割合は、次のとおりであった。
区分	ランク I : 36.6%、ランク II : 3.0%、ランク III : 29.2%、ランク IV : 31.3%
(成績)	○受験者の答案の解答状況
	ランクⅢ及びランクⅣに該当するものが多く、具体的には以下のようなものを挙げる
	ことができる。
	・設計条件に関する基礎的な不適合:「要求されている室の欠落」や「要求されている主
	要な室等の床面積の不適合」
	・法令への重大な不適合:「延焼のおそれのある部分の位置(延焼ライン)と防火設備の設
	置」、「防火区画 (特に吹抜け部の1階部分の区画)」や「直通階段に至る重複区間の長さ」等
	・その他建築計画に基本的な問題があるもの:「吹抜けの計画(吹抜けとなっていないもの)」等
合格基準	採点結果における「ランクI」を合格とする。

2. その他

試験問題及び標準解答例は、当センターのホームページに掲載します。